

代理投票・点字投票について

身体状況などにより、自ら、投票用紙に候補者の氏名等を書くことができない場合には、職員が投票する方の意思を確認し、候補者の氏名等を記載（代筆）する「代理投票」が認められています。

また、投票所では、点字投票用の投票用紙や点字器を用意しており、点字での投票もできるようになっています。

代理投票、点字投票を希望される場合は、投票所の係員にお問い合わせください。

不在者投票のご案内

市外に滞在されている方、病院、施設に入院、入所等されている方

市外に滞在中の方は不在者投票をすることができますので、投票の方法について市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください（「マイナンバーカード」をお持ちの方は、オンラインによる投票用紙の請求ができます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。）。

また、病院に入院中の方、老人ホームなどの施設に入所中の方も不在者投票ができる場合がありますので、病院、施設等にお問い合わせください。

郵便等で行う不在者投票について

以下の事由に該当する方は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。

事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要がありますので、市選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

- 1 身体障害者手帳をお持ちで、障がいの等級が次の①～③に該当する方
 - ①両下肢、体幹、移動機能障害…1級、2級
 - ②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい…1級、3級
 - ③免疫、肝臓の障がい…1級～3級
- 2 戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の①・②に該当する方
 - ①両下肢、体幹の障がい特別項症～第2項症
 - ②内蔵機能の障がい特別項症～第3項症
- 3 介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5である者と記載されている方

なお、郵便等投票証明書をお持ちで、身体障害者手帳に記載されている上肢または視覚の障がいの等級が1級である方は、代理人が本人に代わって記載する「代理記載」が認められています。ご希望の方は、市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

投票用紙の請求は、市選挙管理委員会事務局へ、4月5日（水）までに行ってください。

特例郵便等投票制度について

新型コロナウイルス感染症に感染し、宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する場合は、郵便等による投票ができます。

【対象となる方】

「外出自粛要請期間」・「療養期間」または「隔離・停留の措置」の期間が、3月24日（金）から4月9日（日）までの期間にかかる見込まれる方

【必要な手続】

市選挙管理委員会事務局へ所定の請求書により投票用紙の請求をしてください（4月5日（水）までに必着）。詳しい手続は、市選挙管理委員会事務局へご連絡いただくか、市ホームページをご覧ください。

※濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。

※特例郵便等投票については、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等による投票に対して、公職選挙法上の罰則が設けられています。